

組合規約 新旧条文対照表 (変更条文のみ)

新 条 文	旧 条 文
<p>(省略)</p> <p>第7章 公告 (公告の方法)</p> <p>第50条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合の掲示板に掲示、<u>またはホームページに掲載する。</u></p> <p>(省略)</p> <p>附 則 <u>36. この変更規約は令和4年10月1日から施行する。</u></p>	<p>(省略)</p> <p>第7章 公告 (公告の方法)</p> <p>第50条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合の掲示板に掲示する。</p> <p>(省略)</p> <p>&lt;新設&gt;</p>